

令和7年度青森県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修） に係る筆記試験事務実施要綱

1 目的

喀痰吸引等研修に係る基本研修については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を習得していることを確認するものとする。

2 実施主体

青森県とする。

3 受験資格

基本研修の全課程を修了した者又は「医療的ケア履修者演習前講座」及び基本研修（演習）の全課程を修了した者とする。

受験票については、受講票・受験票として、受講決定時に発行する。

なお、受験資格については、講義の全課程終了後、委託機関に確認するものとする。
修了していない者に対しては、別途、筆記試験が受験できない旨、通知する。

4 実施方法

- (1) 期 日 令和7年9月28（日）午前
- (2) 会 場 青森県立保健大学
- (3) 試験時間 10：30～12：00（90分）
- (4) 受付時間 9：00～10：15

※ 受付時間に間に合わない場合は、下記問合せ先まで連絡すること。

5 筆記試験に係る費用

無料とする。

6 試験問題に関する事項

- (1) 出題範囲
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条別表第二の「①講義」部分から出題する。
- (2) 出題形式
客観式問題（四肢択一）
- (3) 出題数
50問

7 合否判定基準

- (1) 総正解率が9割以上の者を合格とする。
- (2) 筆記試験の総正解率が9割未満の者については不合格とし、実地研修を受講することができず、研修終了となるものとする。

8 試験の実施について

(1) 試験監督

- ① 試験の実施に当たっては、試験会場の試験室ごとに必要な数の試験監督員を配置するものとする。
- ② 試験監督員は、試験開始前と試験開始後に試験問題の冊子数と回答用紙の枚数が合致することを確認する。

(2) 開始時刻の変更

原則として、開始時刻の変更はしないものとする。

(3) 遅刻者の取扱い

遅刻者の入室許可は試験開始後45分までとし、それ以降は認めないものとする。

(4) 中途退出許可

受験者の中途退出許可は、試験開始後45分経過後とする。

(5) 携帯電話等の取扱い

試験会場では、携帯電話等の通信機器の持込みを禁止する。なお、やむを得ず持ち込んだ場合には、試験中は携帯電話等の電源を切り、鞆等にしまっておくものとし、携帯電話等を時計として使用することを禁止する。

(6) 試験問題及び回答用紙の持ち帰り

受験者は試験問題及び回答用紙を持ち帰ることができない。

(7) 試験終了後の試験問題及び回答用紙の取扱い

試験終了後の試験問題及び回答用紙については、紛失や漏洩等が生じないように適切な方法で処理するものとする。

9 問合せ先

青森県庁 高齢福祉保険課 介護保険グループ

TEL : 017-734-9298 FAX : 017-734-8090